

令和2年11月15日
新潟県臨床心理士会

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

多くの組織・団体が、コロナ禍における活動のあり方について検討し対策に取り組んでいる中、当会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大への防止に努めながら会の活動や運営を維持していく必要があります。特に、研修会や会議の開催につきましては、感染防止対策を講じた上で適切に開催できるよう、以下の点についてご留意願います。

コロナ禍における研修会・会議の開催について

<研修会・会議への出席において>

- ・ 自宅で検温し、体温 37.5℃以上、37.5℃以下でも平熱と比べて高い場合は出席を控える
- ・ 発熱の有無にかかわらず、咳、味覚障害、咽頭痛、強いだるさなど、体調不良がある場合は出席を控える
- ・ 感染者の濃厚接触者となった場合や、同居の家族等に濃厚接触者がおり、2週間の自宅待機期間が終了するまでは、出席を控える

<研修会・会議の開催実施時において>

- ・ 入室前の手洗いを徹底する
- ・ 入口及び会場内に、手指消毒液を設置する
- ・ マスクを着用する
- ・ 十分な対人距離を確保する（2メートル程度）
- ・ 一定時間ごとに会場内の換気を行うなど、会場内の換気に留意する
- ・ 研修会・会議の開催責任者は、出席者の住所、氏名、連絡先を把握・確認する

<研修会・会議後において>

- ・ 参加・出席後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症、または濃厚接触者となった場合は、速やかに事務局（河渡病院内 電話 025-274-8220）に報告する
- ・ 研修会・会議の開催責任者は、保健所等から、出席者の住所、氏名、連絡先に関する提供要請があった場合はそれに応ずる